

2008年(平成20年)4月19日

航空幕僚長「そんなの関係ねえ」発言に強く抗議する

自衛隊イラク派兵差止訴訟の会
自衛隊イラク派兵差止訴訟弁護団

4月18日、航空自衛隊トップの田母神(たもがみ)俊雄・航空幕僚長は会見の席上で4月17日の名古屋高裁の違憲判決がイラクに派遣中の隊員に与える影響について、某お笑いタレントのフレーズを引用し、「私が心境を代弁すれば『そんなの関係ねえ』という状況だ」と述べた。

我が国は、航空幕僚長が如何にその影響を軽視しようとしても、憲法の下に法律が定められ、それが守られることを前提にして成り立つ立憲民主主義国家である。高等裁判所が政府の行為について、証拠に基づきイラク特措法に違反し、憲法に違反すると判断したことは、「関係ない」と言ってすませられることではない。むしろ、名古屋高裁判決以降に繰り返される政府の発言や、今回の幕僚長の発言は、政府や自衛隊にとってイラクへの自衛隊派兵という結論こそが先にあり、法律や憲法との適合性を如何に軽視してきたかを如実に示している。政府は、日本国憲法の下で認められた国家機関であり、自衛隊も憲法や法律に従わなければならない筈の国家機関である。そして、日本国憲法は、法律を執行する機関である行政の行為が憲法に違反するかどうかを審査する権限を司法権に与えている。その司法権の行使として、高等裁判所が下した憲法判断を無視しようとする発言は、権力相互の衝突と調整によって適正な権力行使をはかろうとした三権分立を否定するものである。しかも、幕僚長の発言は、今回の名古屋高等裁判所の司法判断を愚弄することによって、判決の価値を貶めようとするものであり、憲法尊重擁護義務が課せられている幕僚長の立場で許されるものではない。

日本国憲法は、憲法の制約の下に国家権力が行使されるべきことを規定している。とりわけ、軍事的な行動については、憲法九条により、厳しい制約を課している。また、政府の行為についての憲法適合性の最終判断権は司法府に委ねられており、裁判所の中でも高等裁判所の違憲判断は極めて重要な意味を持つ。政府と国家機関は、イラクへの自衛隊の派遣がその根拠となったイラク特措法に違反し、憲法九条に違反するとの高等裁判所の判断を尊重することこそ求められているのである。

田母神航空幕僚長の発言は、憲法を無視してイラク派兵を強行し続けている政府や防衛省の「本音」を端的に示したものであり、「憲法なんて関係ねえ」と述べたに等しい。

三権分立を否定し、法の支配を無視するかかる発言を航空自衛隊のトップが行ったことは、到底許されるものではなく、その責任は厳しく問われなければならない。

ここに強く抗議するものである。

以上